

平成23年6月14日
自動車交通局

「バス事業のあり方検討会」中間報告の公表について

1. 「バス事業のあり方検討会」の開催経緯について

バス産業における成長分野である高速バスは、我が国の基幹的な公共交通機関として地域間交流の拡大に大きく貢献しており、従来から都市間バス輸送を担ってきた高速乗合バスに加え、高速ツアーバスが急速に輸送人員を伸ばしております。これらはそれぞれ特長や課題が存在しており、両者の特長を取り込みつつ、各種課題を解決し、公平な競争条件の下でのより安全で利便性の高い高速バスサービスを実現することが求められているところです。

一方、平成22年9月に総務省から出された「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、貸切バス事業における收受運賃の実態及び公示運賃の検証、旅行業者への指導・監督の強化等について指摘がなされております。

このため、これらの指摘や近年の乗合バス・貸切バスをめぐる諸状況を踏まえ、バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、本検討会が開催され、計7回の審議を経て中間報告書を取りまとめられました。

2. 今後の予定について

高速バスについて速やかに対応可能な事項から取り組みを進める一方、今年秋以降、本検討会での検討を再開する予定です。

3. その他

報告書本体については国土交通省のホームページ上で公開いたします。

○添付資料：中間報告概要及び本文

【連絡先】

自動車交通局旅客課 谷口、鈴木

TEL：03-5253-8111（内線41263）

03-5253-8573（直通）